

4月1日から使用料等が変わります

令和元年10月1日に実施された消費税（消費税・地方消費税）率の引上げや、施設を利用される方から受益者負担として納めていただく使用料等の適正化を図るため、4月1日から使用料等を改定することとなりましたので、皆様のご理解をお願いします。

詳しくは、各施設または担当課にお問い合わせください。

使用料等が改定となる施設

施設	担当課 問い合わせ先	施設	担当課 問い合わせ先
太宰治記念館「斜陽館」 (TEL53-2020)	社会教育課 内線2931	市民体育館 (TEL34-6121)	スポーツ 振興課 内線2952
津軽三味線会館 (TEL54-1616)		市営球場 (TEL34-6121)	
楠美家住宅 (TEL29-3575)		市営庭球場 (TEL34-6121)	
立佞武多の館 (TEL38-3232)	市浦B & G海洋センター (TEL62-3016)		
立佞武多広場 (TEL38-3232)	金木運動公園 (TEL52-2527)		
市浦地域活性化センター (TEL62-2775)	山村広場 (TEL62-3016)		
十三湖中の島ブリッジパーク (TEL62-2775)	つがる克雪ドーム (TEL33-3377)		
脇元海辺ふれあいゾーン (TEL62-2775)	弓道場		
十三湖マリーナ (TEL62-3754)	勤労者総合スポーツ施設 (TEL33-0121)		
	漆川体育館 (TEL34-5680)		

改定となるその他の使用料

区 分	担 当 課	担当課問い合わせ先
ペット火葬場使用料	環 境 対 策 課	内線2367

し尿汲取料金の改定について

し尿汲取業務は、組合が許可した業者が収集運搬を行っています。

このたび、許可業者から、収集運搬に要する経費や諸物価の高騰、県内の料金改定の状況を勘案し、し尿汲取料金の見直しをして欲しいとの要望がありました。

このため、当組合では、5年ぶりに汲取料金の改定について検討を行い、許可業者に通知しています。

汲取料金は、組合が示した額を参考に許可業者が定めることになっています。組合が提示したし尿汲取料金の額は次のとおりです。

- ▷ 1回に収集したし尿180ℓまで
1,656円(消費税込み)

▷ 180ℓを超える場合については、10ℓにつき92円を加えた金額(消費税込み)

なお、浄化槽汚泥および仮設トイレ等の汲取料金については、当組合では提示していませんので、許可業者に直接ご確認ください。新料金は、4月1日から適用されます。

対象世帯の皆さんには、許可業者が周知を行いますので、し尿汲取業務の適正な実施について、ご理解とご協力をお願いします。

* 中央クリーンセンターのし尿処理手数料はこれまで通り10リットル当たり1.76円です変更はありません。

問…西北五環境整備事務組合 TEL38-1205

市民税・県民税の申告をお忘れなく

令和2年度(令和元年分)の市民税・県民税の申告期限は3月16日(月)です。3月17日(火)以降の確定申告書は、本人が税務署へ郵送もしくは直接持参することになりますので、ご了承ください。

申告の日程等、詳細については、広報1月号に掲載している「令和2年度市民税・県民税申告のお知らせ」や市ホームページをご覧ください(*広報1月号は、税務課や各総合支所窓口にも備え付けてあります)。

申告にお出の際は、

- ▷ はんこ(認め印)を忘れずにお持ちください。
- ▷ 領収書類は、あらかじめ整理し、合計金額を算出してきてください。

▷ 給与や公的年金の「源泉徴収票」は、金額にかかわらず、発行されたものすべてをお持ちください。

▷ 毎年、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示が必要です。前年持参された方も、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと身元確認書類(運転免許証など)をお忘れないうちお願いします。

* 申告書には、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載も必要ですが、これらの方々は番号確認書類(マイナンバー通知カード等)のみ必要です。

* ご本人が申告できないやむを得ない事情がある場合やご不明な点については、お問い合わせください。

問…税務課 内線2253